

通達区分	一般通達
有効期間	5年(令和13年3月31日まで)

県本部関係課長 殿
県下各警察署長

宮本免第420号
令和8年3月26日
宮城県警察本部長

「自転車運転者講習実施要領」の一部改正について（通達）

自転車運転者講習の実施については、「「自転車運転者講習実施要領」の制定について（通達）」（令和5年6月28日付け宮本免第653号ほか）により運用しているところであるが、令和8年度組織改編に伴い、「「自転車運転者講習事務に関する事務処理要領」の一部改正について（通達）」（令和8年3月24日付け宮本指第323号ほか）が、発出されたことから、別添のとおり一部改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は本年3月31日をもって廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 令和8年度組織改編により、業務が交通部交通企画課から交通部交通指導課に移管されたため、要所の改正を行った。
- (2) 宮城県収入証紙廃止に伴い、別記様式第2号を変更した。

2 施行期日

令和8年4月1日

自転車運転者講習実施要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第16号の規定による自転車運転者講習（以下「講習」という。）に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

講習の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び 宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第3 講習の実施体制

交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、講習業務の適正な運用を図るため、次の事務を行うものとする。

- 1 関係所属及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 講習用教材の開発及び講習内容の改善に関すること。
- 3 講習環境の整備に関すること。
- 4 講習実施結果の総括に関すること。
- 5 講師の指導監督に関すること。
- 6 その他講習業務の適正な運用に関すること。

第4 講師の選任等

1 講師の選任

運転免許課長は、警察職員の中から次の要件のいずれにも該当する者を講師として選任するものとする。

また、講習の実施に当たっては、必要に応じ講習補助者を確保するものとする。

- (1) 警部補以上の階級にある警察官又は同相当職にある一般職員
- (2) 交通安全教育の知識、技能及び適性を有する者

2 講師に対する教養等

運転免許課長は、講師に対する教養等を随時実施して、知識及び教育能力の向上に努めるものとする。

第5 講習の実施要領

1 講習計画の作成

運転免許課長は、「「自転車運転者講習事務に関する事務処理要領」の制定について（通達）」（令和8年3月24日付け宮本指第323号ほか）以下「事務処理要領」という。）第7-1の規定により交通部交通指導課長から送付された自転車運転者講習実施依頼書（事務処理要領別記様式第8号。以下「依頼書」という。）を受理したときは、自転車運転者講習実施計画書（別記様式第1号）により講習計画を作成するものとする。

2 実施場所

宮城県運転免許センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター、宮城県警察仙南運転免許センター又は警察署のうち、依頼書により指定された場所とし、オンラインで実施する場合は受講環境に配慮するものとする。

3 講習受講申請の受理

講習受講の申請の受理は、事務処理要領の依頼書に基づき、受講命令を受けた者（以下「被命令者」という。）から自転車運転者講習申出書（別記様式第2号）の提出を受け、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）に規定する手数料を徴収の上、行うものとする。

4 本人確認

講習の受講対象となる者は被命令者であることから、受講を申し出た者が持参した自転車運転者講習受講命令書（府令別記様式第22の11の4）と依頼書を突き合わせるとともに、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、学生証等により同人が被命令者であることを確認するものとする。

5 講習用教材

教本、視聴覚教材及び受講者自らが学習するための教材を使用するものとする。

6 講習内容

次の項目を盛り込んだ内容とする。

- (1) 交通ルール等に係る理解度の確認
- (2) 被害者、被害者遺族等の声
- (3) 受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介及び危険性の疑似体験
- (4) 事故時の自転車運転者の責任
- (5) 自転車の交通ルール
- (6) 危険行為に関する学習
- (7) 交通ルール等に係る理解度の再確認
- (8) 講習の総括

7 講習終了証書の交付

運転免許課長は、講習終了後に受講者に対して自転車運転者講習終了証書（別記様式第3号。以下「講習終了証書」という。）を作成して交付し、副本を保管するものとする。

なお、電子メール又はオンライン（以下「電子メール等」という。）による電子データで交付した場合は、印字した講習終了証書を保管すること。

8 講習終了証書の再交付

運転免許課長は、講習終了証書の亡失、滅失又は棄損により、受講者から再交付を求められた場合には、再交付申請書（別記様式第4号）により申請させた上で、保管している講習終了証書の副本の写しを作成し、「再交付」と記載して交付するものとする。

なお、再交付の申請は、講習を実施した公安委員会宛てに申請させることとし、電子メール等による申請の場合は受け付けた再交付申請書を印字して保管すること。

また、電子データで交付する場合の取扱いについては、上記 7 の要領に準ずること。

第 6 留意事項

- 1 受講者は、この種の講習の受講に一般的に不慣れであることを念頭に置き、講習の受付から終了まで、威圧的な言動を避け、受講者の緊張を和らげるような対応に努めること。
- 2 受講者が理解しやすい方法で講習を行うよう努め、特に、受講者が外国人や聴覚障害者等である場合には、通訳、手話、筆談その他受講者との意思疎通を図るために適切な方策を講じるよう配慮すること。
- 3 受講者のプライバシーに配慮した言動に努め、特に、同一の場所で複数の受講者に対し講習を行う場合には、違反歴等の個人情報が他の受講者に知られることのないようにするなど、言動に特段の配慮をすること。
- 4 自転車の運転に必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであることを踏まえ、受講者の行動特性に応じた教育内容とするなど、受講者個々の適性に即した内容で実施すること。

別記様式第1号

[illegible]

第 号

自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第16号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

宮城県公安委員会

自転車運転者講習申出書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住所

氏名

道路交通法第108条の2第1項第16号に掲げる講習を受けることを申し出ます。

徴収確認欄